

令和6年 台風第10号に伴う災害等に対する 当金庫の対応について

令和6年8月30日

各 位

この度の台風第10号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまに下記のお取扱いをさせていただくとともに、お問い合わせ窓口を設置しましたので、お知らせいたします。

記

1. 被災されたお客さまへのお取扱い

- (1) 預金証書、通帳を紛失された場合でも、預金者であることを確認させていただいたうえで払い戻しいたします。
- (2) ご事情により定期預金・定期積金等の満期日到来前の解約についてもご相談を承ります。
- (3) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立のご相談については、窓口にお申し出ください。
- (4) 汚れた紙幣や貨幣を引き換えいたします。
- (5) 国債を紛失した場合のご相談は、窓口にお申し出ください。
- (6) 被災に起因する融資のご相談については、以下の相談窓口にお申し出ください。

2. 災害救助法適用地域（令和6年8月30日現在）

大分県内全ての市町村

3. お問い合わせ・相談窓口（令和6年8月30日現在）

- (1) 相談窓口設置店舗（平日 9:00～17:00）
当金庫の全30店舗（店舗内店舗を含む。みらいハートプラザ大分・別府を除く。）
- (2) フリーダイヤル（平日 9:00～17:00）
0120-361-014（営業推進部）

以 上